

座間市国民健康保険 特定健康診査・後期高齢者健康診査

オンライン又は磁気媒体による請求について

座間市健康部保険年金課

令和7年12月作成

特定健康診査・後期高齢者健康診査の費用請求について

● 【令和7年度実施分まで】

- ・ 市へ「集計表」及び「健康診査票」を提出

● 【令和8年度実施分から】

- ・ 市へ「集計表」及び「健康診査票」を提出

又は、

- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会(以下、国保連)へ健診結果を電子データで提出
(オンライン又は電子媒体による請求)

令和8年度実施分から、請求方法
を追加し、選択できるようになります。

次ページより、国保連へ健診結果を電子データで提出する方法について、御説明します。

オンライン又は磁気媒体による請求とは

特定健康診査及び後期高齢者健康診査の結果を電子データとして作成し、提出する方法です。

オンラインによる請求

端末上で、健診結果を国保連に送信するものです。
国保連のデータ受付時間は平日9:00から20:59まで。

磁気媒体による請求

健診結果を保存した電子媒体(MO・FD・CD-R)を国保連に郵送または直接提出するものです。
郵送する場合、実施月の翌月5日(土日祝日の場合は、直前の平日)必着。

オンラインによる請求について

- オンラインによる請求を行う場合は、**社会保険診療報酬支払基金へ「特定健診・特定保健指導機関変更届」の提出が必要です。**
- 変更届は、20日までに提出すると翌月10日頃に特定健診・保健指導システムへログインするためのID・パスワードが郵送されます。
- 変更届の対象は、**被用者保険の健診も含まれるため、被用者保険の健診もオンラインで請求する必要があります。**
被用者保険の健診をオンライン請求とする場合、医師会への届出が必要です。

【参考】令和7年度 オンライン又は磁気媒体による請求受付と費用支払スケジュール
(国保連HPより)

請求年月	受付期間		受付締切日	支払日
令和7年4月	オンライン	3／6(木) ~ 4／7(月)	4月7日(月)	5月30日(金)
	磁気媒体	4／1(火) ~ 4／7(月)		
令和7年5月	オンライン	4／8(火) ~ 5／7(水)	5月7日(水)	6月30日(月)
	磁気媒体	5／1(木) ~ 5／7(水)		
令和7年6月	オンライン	5／8(木) ~ 6／5(木)	6月5日(木)	7月31日(木)
	磁気媒体	6／2(月) ~ 6／5(木)		
令和7年7月	オンライン	6／6(金) ~ 7／7(月)	7月7日(月)	8月29日(金)
	磁気媒体	7／1(火) ~ 7／7(月)		
令和7年8月	オンライン	7／8(火) ~ 8／5(火)	8月5日(火)	9月30日(火)
	磁気媒体	8／1(金) ~ 8／5(火)		
令和7年9月	オンライン	8／6(水) ~ 9／5(金)	9月5日(金)	10月31日(金)
	磁気媒体	9／1(月) ~ 9／5(金)		

請求年月	受付期間		受付締切日	支払日
令和7年10月	オンライン	9／8(月) ~ 10／6(月)	10月6日(月)	11月28日(金)
	磁気媒体	10／1(水) ~ 10／6(月)		
令和7年11月	オンライン	10／7(火) ~ 11／5(水)	11月5日(水)	12月26日(金)
	磁気媒体	11／4(火) ~ 11／5(水)		
令和7年12月	オンライン	11／6(木) ~ 12／5(金)	12月5日(金)	1月30日(金)
	磁気媒体	12／1(月) ~ 12／5(金)		
令和8年1月	オンライン	12／8(月) ~ 1／6(火)	1月6日(火)	2月27日(金)
	磁気媒体	12／26(金)、1／6(火)		
令和8年2月	オンライン	1／7(水) ~ 2／5(木)	2月5日(木)	3月31日(火)
	磁気媒体	2／2(月) ~ 2／5(木)		
令和8年3月	オンライン	2／6(金) ~ 3／5(木)	3月5日(木)	4月30日(木)
	磁気媒体	3／2(月) ~ 3／5(木)		

オンライン又は磁気媒体による請求 導入の流れ

STEP 1

電子データを作成するために、
特定健診ソフトのダウンロード

STEP 2

特定健診ソフトの初期設定

STEP 3

オンライン請求するためには、
特定健診・保健指導システムセットアップ

オンライン又は磁気媒体による請求

STEP 0 導入に必要なもの

● 準備するもの

- ・マニュアル（各提供ソフト元を参照）
- ・健診機関番号がわかるもの
- ・健診単価のわかるもの

● 必要な環境

- ・端末（パソコン等）
- ・インターネット環境
- ・メールアドレス

オンライン又は磁気媒体による請求

STEP I 特定健診ソフトのダウンロード

- 請求データ(XMLファイル)を作成するソフト(無料)を導入する場合

特定健診・特定保健指導の電子化に関するHPよりダウンロードすることができます。
ダウンロードするには、**利用登録**が必要です。
詳細は、特定健診・特定保健指導の電子化に関するHPを参照ください。

- 請求データ(XMLファイル)を作成するソフト(無料)以外を導入する場合

各ソフトメーカーよりソフト入手、マニュアル等を参照ください。

オンライン又は磁気媒体による請求

STEP 2 特定健診ソフトの初期設定

- 請求データ(XMLファイル)を作成するソフト(無料)を導入する場合
特定健診・特定保健指導の電子化に関するHPのマニュアル及び「よくある質問(FAQ)」
を参照ください。

【座間市国民健康保険 特定健診・後期高齢者健診について】

- ・ 特定健診の保険者番号は「00140178」(座間市)。
- ・ 後期高齢者健診の保険者番号は「39142161」(神奈川県後期高齢者医療広域連合)。
- ・ 送信先の代行機関番号は「91499020」(神奈川県国民健康保険団体連合会)。
- ・ 健診必須項目として座間市独自追加項目があるため、請求区分は「4」。
- ・ 座間市の独自追加項目は「総コレステロール、血清尿酸、胸部X線」。
- ・ 問診項目や健診項目は、原則すべての入力が必要です。

- 請求データ(XMLファイル)を作成するソフト(無料)以外を導入する場合
各ソフトメーカーが提供するマニュアル等を参照ください。

オンライン又は磁気媒体による請求

STEP 3 特定健診・保健指導システムセットアップ

※ オンラインで請求する場合のみ必要になる作業です。

- 社会保険診療報酬支払基金で発行された、ID・パスワードが必要です。
- 電子証明書が必要となります。レセプトをオンライン請求している場合は、その回線・電子証明書を使用できます。
新たに電子証明書を発行する場合、費用が発生します。費用については、医療機関にて御負担いただくようお願いします。
- 電子証明書の発行、セットアップについては、社会保険診療報酬支払基金HPを参照ください。

オンライン又は磁気媒体による請求のメリット

- 費用の支払いまでの期間が、紙媒体での提出より1か月程度短くなります。
- 特定健診・後期高齢者健診について、市へ健康診査票の提出が不要になります。

【オンライン請求を導入している医療機関の声】

- 先生方が健康診査票に記入することがなくなった。
- 健診結果を特定健診ソフトからプリントアウトできるので、見やすい。